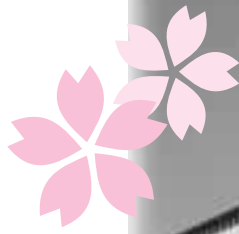


変わります



組織機構の見直し

市では、市民生活に密着した行政サービスを提供できるように、組織機構を見直します。

商工農林部

工業振興課（港湾振興室の新設）

田子の浦港の管理に関する事務や、港内の底質ダイオキシン浄化対策に関する県への協力、港湾振興業務と合わせて、市の窓口の一本化を図るため、新たに課内室として港湾振興室を設置します。

行政改革を進めています

市では、平成十三年から五か年を推進する期間とする行政改革を進めています。簡素で効率的な行政システムの確立時代の要請や市民ニーズに的確にこたえる行政の推進

総務部

防災危機管理課（課名変更）

これまで防災対策課が行っていた自然災害対策事業や大規模地震対策事業に加えて、危機管理体制の整備に係る庁内調整事務などを担当します。

建設部

道路建設課（課の統合）

住民サービス向上のため、道路建設に関する窓口の一本化を図り、従来の道路建設課、街路課、第二東名対策課を統合し道路建設課とします。

行政評価とは

行政評価とは、市民の満足度向上を目指す、成果重視の行政運営をするためのものです。すべての行政活動の業績を、必要性、有効性、効率性といった一定の基準により、客観的に評価します。

市民部

地域安全課（担当の移設）

企画課にある、市民活動に対する支援を行う市民活動支援担当を地域安全課に移設します。

水道部

営業課（組織の見直し）

水道の検針業務、給水業務（開始・停止）、料金徴収業務を民間委託します。これに伴い、これまでの三担当を廃止して新たにお客様担当と給水装置担当の二担当を設置します。

市民生活課（消費生活相談室の移設）

市民相談の一本化を図るため、消費生活相談室をフィランセから市庁舎2階南側に移設します。

昨年十二月から、水道部は市役所南側の水道庁舎で業務を行っています。

行政評価には、政策評価・施策評価・事務事業評価の三つがあります。平成十六年度は、業務の改善を目的とした事務事業評価を導入し、すべての事務事業を約千項目に整理して評価を行いました。平成十七年度は、まちづくりの方向性や政策の達成状況などを評価する、政策評価の導入について検討します。

4月1日から

市役所の組織が一部

公共サービスの見直し

平成十六年度は、市が提供する公共サービスのあり方を見直す調査研究を行いました。

「民間に任せられた方がよりよいサービスが期待できるものは、民間に委託を」という視点から調査研究を行った結果、次の事業について見直しを行いました。

平成十六年度中に民間委託したもの

● 要介護認定訪問調査業務 ● 下水道終末処理場運転管理業務 ● 市立中央病院中央材料室業務 ● 看護師宿舎管理業務

平成十七年度から民間委託するもの

● 住民基本台帳入力業務 ● 戸籍入力業務 ● 水道検針・料金徴収等業務 ● 病棟医療補助業務

平成十七年度中に民間委託などの

推進計画を策定するもの

● 庁舎警備業務 ● 老人ホーム駿河荘管理運営業務（民設民営化） ● ふじやま・くすの木学園調理業務 ● こども療育センター調理業務 ● 斎場運営管理業務（個別業務委託後、指定管理者制度に移行） ● 可燃ごみ収集業務

法律の改正により、市が指定した民間事業者などに、公共の施設の管理を代行させる制度

平成十八年度以降民間委託するもの

● こども療育センター車両管理業務 ● 環境クリーンセンタープラットホーム誘導業務 ● 水道施設維持管理・水質管理業務 ● 家用電気工作物保守点検業務

検討会などを設けて

引き続き調査研究していくもの

● 公立保育園管理運営業務 ● 公立幼稚園管理運営業務 ● 公設地方卸売市場管理運営業務

その他の行政改革

人事給与制度改革の検討

指定管理者制度導入の検討

外郭団体の経営改革

手数料・使用料の見直し

市民サービスコーナーの専用回線化

諸証明の電子公印化

国民健康保険税率などの改定

コールセンターシステムの導入準備

ISO14001の導入準備（六・七ページ参照）

PFIの導入検討 など

民間事業者が、資金面だけでなく、民間の持つ知恵を公共事業に提供する手法

市役所内の各課の配置について、詳しくは4・5ページの図をご覧ください。

問い合わせ

行政経営課

55-2719 51-1456

so-gyousei@city.fuji.shizuoka.jp

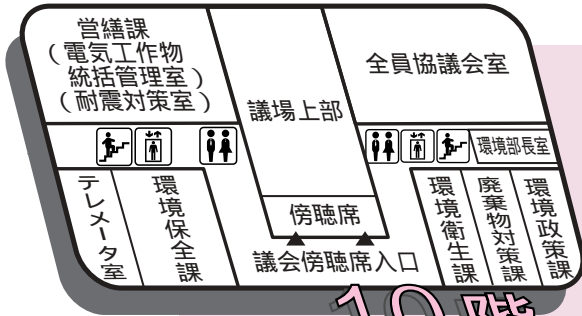
http://fujishi.jp/cityhall/soumu-b/gyousei/

市庁舎案内図

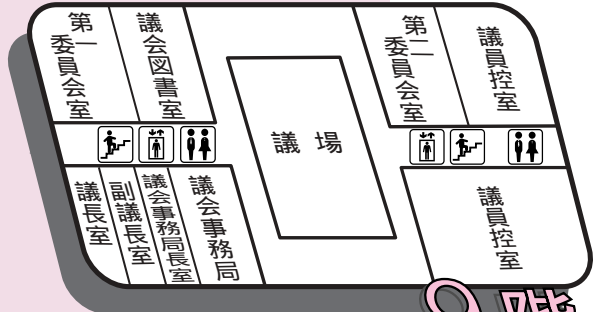
北
NORTH

印は、新設（課名変更）または
統合、配置が変わるところです。

-     トイレ
-  階段  エレベータ
-  公衆電話



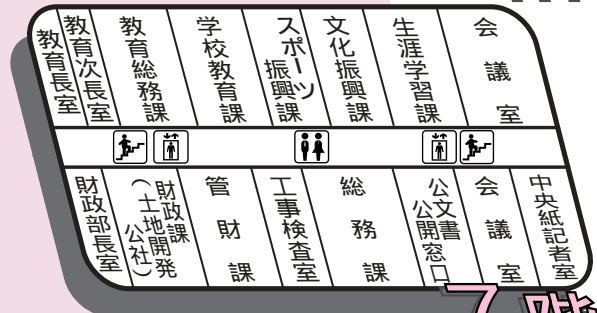
10階



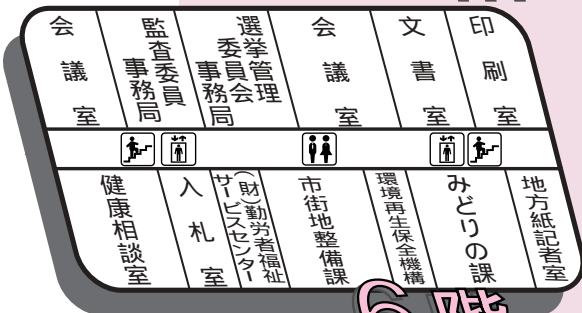
9階



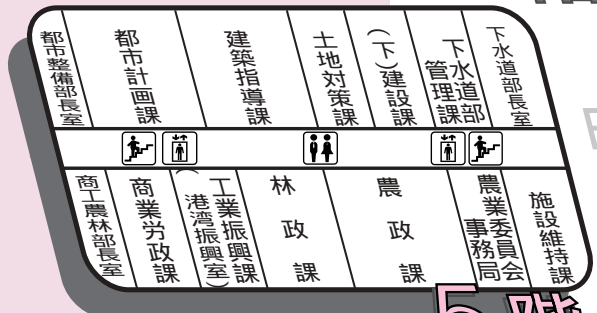
8階



7階



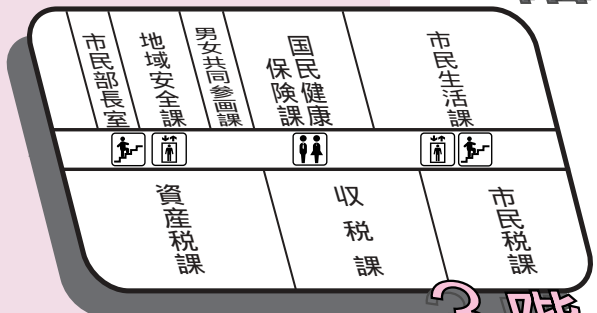
6階



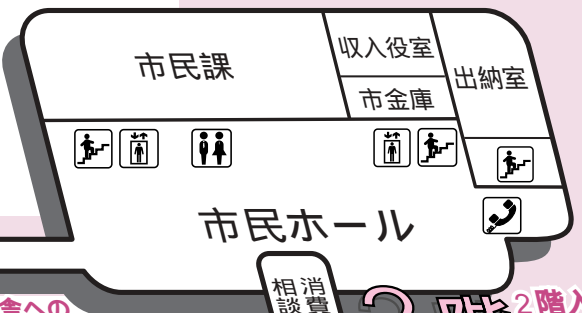
5階



4階



3階



2階



1階

東
EAST

西口

北口

東口

消防防災庁舎への
連絡通路

南
SOUTH

課の配置場所が

一部変わります

市庁舎内の変更

二階（市民ホールを設置）

二階南側に、待合スペースの確保などのため市民ホールを設置します。
 絵画展示なども含め、市民課でお待ちいただく皆さんに、ゆとりのあるスペースを提供できるようになります。

その他の階（市民の利便性の向上）

使いやすさを考え、市民の皆さんが頻りに利用する課などを部単位で同じ階に配置します。

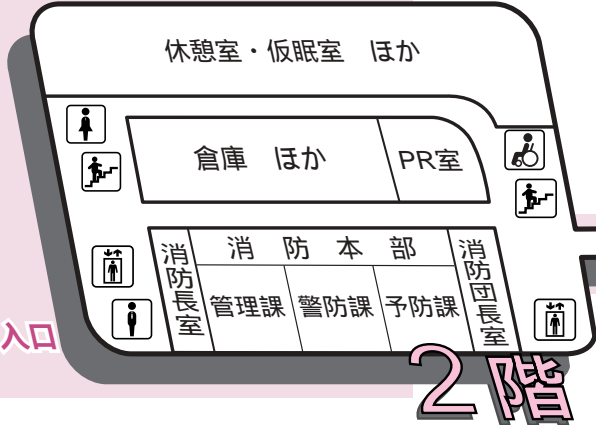
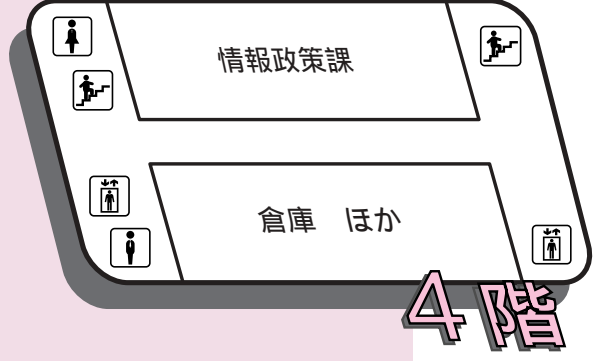
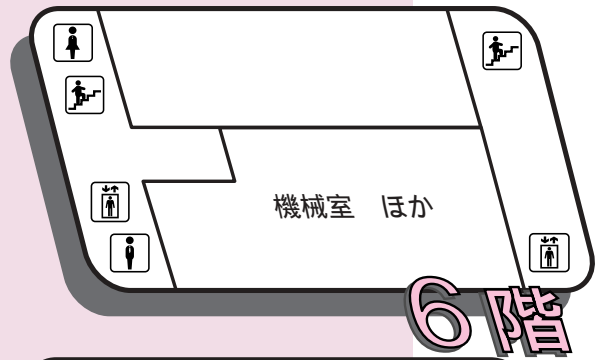
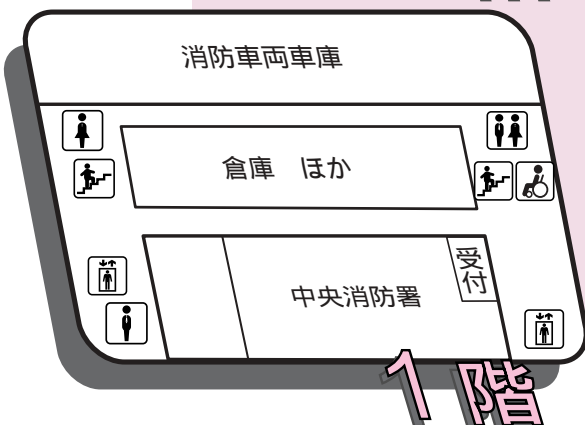
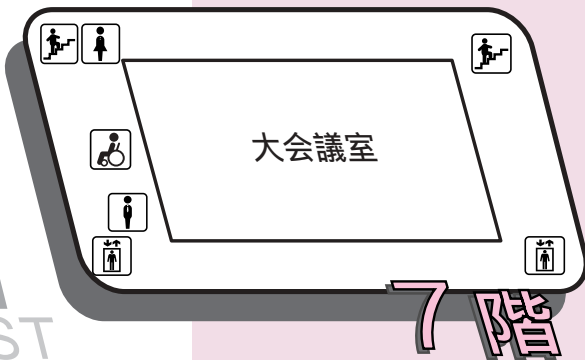
市民部の課は三階へ（市民課を除く）
 福祉保健部の課は四階へ（出先機関を除く）

四階にあった都市整備部の課は五階へ

水道庁舎について

- 一階 お客様センター
- 二階 営業課
- 三・四階 工務課
- 五階 水道総務課 水道部長室
- 六・七階 会議室 ほか

消防防災庁舎案内図



入口

市庁舎からの
連絡通路

西
WEST